

交通指導取締り管理簿(実施計画) ( 下 半 期 )

第1 交通事故実態等

1. 上半期交通事故発生状況 (1月～6月)
総事故件数 1,003 件 人身事故件数 56 件 物損事故件数 947 件
死亡事故件数 2 件 重傷事故件数 7 件 軽傷事故件数 47 件
○ 概要 前年同期比で物損事故件数は増加したが、人身事故件数は減少(死亡事故－2件、重傷事故－12件、軽傷事故－14件)した。
○ 路線別 国道13号と国道105号では事故が減少し、県道大曲大森羽後線、市道で事故が増加した。
○ 時間別 人身事故の発生は、午前9時から12時までの間に16件、午後は14時から19時までの間に23件発生しており、事故の約7割がこの時間に集中している。
○ 原因別 約6割が前方不注視と安全不確認によるものである。
○ 重点通学路 重点通学路による人身交通事故の発生はない。
○ 地区別 軽傷事故及び重傷事故は、大曲市街での発生が多い。
2. 前年の下半期の交通事故発生状況
総事故件数 874 件 人身事故件数 61 件 物損事故件数 813 件
死亡事故件数 1 件 重傷事故件数 11 件 軽傷事故件数 49 件
○ 概要 令和元年下半期と比較して、全ての件数が減少した。(総事故件数－130件、人身事故件数－19件、物損事故件数－111件、死亡事故件数－3件、重傷事故件数－1件、軽傷事故件数－15件)
○ 路線別 人身交通事故は、国道13号と市道でそれぞれ12件ずつ発生し、他路線と比較して突出して多い。
○ 時間別 人身交通事故は、午前は7時から9時までの間、午後は2時台及び4時から6時までの間に多い。
○ 原因別 約6割が安全不確認によるものである。
○ 重点通学路 重点通学路での人身交通事故の発生はなかった。
○ 地区別 物損事故は管内全域、軽傷と重傷事故は大曲市街と美郷町六郷地内で多発する傾向があり、死亡事故は郊外で発生している。
3. 悪質交通違反検挙状況の分析結果
大曲丸ノ内周辺で飲酒運転の検挙が多いほか、郊外、日中の違反も多い。
4. その他

第2 勘案事項

1. 上半期の交通指導取締りの効果検証結果
交通指導取締り管理簿(実施結果)第3記載のとおり。
2. 地域住民からの取締り要望等
県道角館六郷線は通学路でもあり、速度抑制のため速度違反取締の要望がある。
3. 通学路対策上の勘案事項
未だに通学時間帯の通学路において、歩行者妨害、携帯電話の違反が散見される。
4. 道路交通環境上の勘案事項
大仙市藤木地内の西八圭交差点は、主道路の幅員が狭く、従道路の幅員が狭いため、一時停止標識の見落としが多い。
5. 隣接警察署を含む速度超過を伴う交通事故の発生状況
6月30日に速度超過を原因としたバイク単独による交通死亡事故が発生している。
6. 交通違反情報システム分析結果
事故・違反は大曲市街を中心に発生しているが、重大事故は郊外で発生する傾向がある。

第3 交通指導取締り方針

1. 速度取締り重点路線

路線名	重点時間			取締り計画回数
1 国道13号	10:00 ~ 12:00	15:00 ~ 17:00	~	2 回 / 月
2 県道角館六郷線	7:00 ~ 9:00	14:00 ~ 16:00	~	2 回 / 月
3 市道	7:00 ~ 9:00	13:00 ~ 15:00	~	1 回 / 月

具体的 国道13号を始めとする国道及び市道では、速度取締りと平行して流動警戒を実施する。県道は取締り要望  
な方針 も多いことから、速度取締りを中心に実施する。

2. 一般違反取締り重点路線(地区)

路線名	地区	重点時間		重点違反	取締り計画回数
1 市道	大曲駅周辺	10:00 ~ 11:00	14:00 ~ 16:00	一時不停止、歩行者妨害	3 回 / 月
2 町道	六郷	14:00 ~ 16:00	~	一時不停止、シートベルト	3 回 / 月
3		~	~		回 / 月
4		~	~		回 / 月

具体的 地域課員と連携し、反復継続した取締りを実施する。  
な方針 歩行者が関係する重大事故を防止するため、横断歩行者等妨害等違反の取締りを強化する。

3. 取締り重点交差点

交差点名	重点違反	取締り計画回数
1 サロンドフィット前交差点(高梨地内)	一時不停止	3 回 / 月
2		回 / 月
3		回 / 月

具体的 例年、標識の見落としによる出会い頭事故が多いことから取締りを強化し、交通事故抑止に努める。  
な方針

4. 重点通学路

学校名	重点路線	重点違反	取締り計画回数
1 大曲小学校	市道	横断歩行者妨害・携帯電話	2 回 / 月
2 花館小学校	市道	横断歩行者妨害・携帯電話	2 回 / 月
3			

具体的 児童の安全確保のため、登下校時間帯における横断歩行者等妨害等違反等の取締り実施する。  
な方針

5. 自転車、通学路対策の方針

今後も中・高校に対して交通安全教室等を通じて安全指導を実施するとともに、登下校時間の街頭指導を実施する。

6. その他

丸ノ内地内を中心とした飲酒取締りを継続する。

あおり運転には厳正に対処する。

取締りや安全講話を通じ、高齢者が関係する交通事故の抑止に努める。